

# 茨木市バドミントン連盟規約

## 第一章 名称

第 1条 本連盟は茨木市バドミントン連盟と称し、事務所を茨木市中津町16-1 ラブオール内に置く。

## 第二章 目的および事業

第 2条 本連盟は、茨木市内におけるバドミントン愛好者ならびにその団体の総合機関として、バドミンントンの普及、発展、向上に尽くすとともに、バドミントンを通して市民の健康増進と相互の親睦を図ることを目的とする。

なお、本連盟はNPO法人茨木市体育協会に属し、これに協力する。

第 3条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 茨木市内のバドミントン大会の主催及び後援。
2. バドミントン教室の開催及び運営。
3. バドミンントンの普及、発展ならびに技術向上のための各種講習会、研修会の開催。
4. 加盟団体相互間の連絡、協調。
5. その他、本連盟の目的達成に必要な事業。

## 第三章 個人会員

第 4条 本連盟の会員は、茨木市内に在住、在勤、在学、在クラブする個人で、所定の登録手続きを行った者とする。

第 5条 会員は、毎年度所定の登録申込書を提出し、登録料を納入することにより資格を取得する。

## 第四章 団体会員

第 6条 団体（代表者は茨木市内に在住、在勤、在学する者に限る）は毎年度所定の登録申込書を提出し、理事会の承認を得た後、登録料を納入することにより、団体としての資格を取得することが出来る。

第 7条 前条の団体においては、代議員を1名選出することが出来る。

## 第五章 役員

第 8条 本連盟に次の役員を置く。

- |         |     |         |     |
|---------|-----|---------|-----|
| 1. 会長   | 1名  | 2. 副会長  | 若干名 |
| 3. 理事長  | 1名  | 4. 副理事長 | 若干名 |
| 5. 会計   | 2名  | 6. 理事   | 若干名 |
| 7. 会計監査 | 2名  | 8. 顧問   | 若干名 |
| 9. 参与   | 若干名 |         |     |

第 9条 役員を選出は次の通りとする。

1. 会長、副会長は理事会において推挙する。
2. 理事長、副理事長、会計監査は理事の互選により選出する。会計は理事長が委嘱する。
3. 理事は会員の推薦、または会長の推挙により、理事会の承認する者。
4. 顧問、参与は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第10条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長が事故ある時はこれを代行する。
2. 理事長は本連盟の業務を掌握し、副理事長はこれを補佐する。
3. 会計は本連盟の会計事務を執行し、会計監査は会計を監査する。
4. 顧問、参加は会長の諮問に応じる。

第11条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。任期途中の交代者は、前任者の残り期間とする。

## 第六章 会議

第12条 総会は次の通り開く。

1. 総会は年1回以上会長が招集する。
2. 本連盟の事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算、規約の改正等について審議ならびに承認する。
3. 総会は、第8条に掲げる役員、及び第7条の代議員で構成する。
4. 総会の定足数は、役員及び代議員の二分の一以上（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、理事及び顧問でもって構成し、本連盟の業務を審議決定し、執行する。

第14条 理事会は必要に応じて会長が招集する。

## 第七章 会計

第15条 本連盟の会計は次の経費をもってまかなう。

1. 登録料
2. 補助金、委託料
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金
5. その他の収入

第16条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条 登録料は理事会において定める。

## 第八章 委員会

第18条 本連盟には業務遂行上必要がある場合に、各種委員会を設けることができる。

## 第九章 附則

第19条 本規約は平成15年4月19日より施行する。

(昭和47年4月1日施行)

(昭和60年4月1日一部改正)

(昭和62年4月1日一部改正)

(平成8年4月13日一部改正)

(平成15年4月19日一部改正)

(平成27年4月18日一部改正)